

宿泊税の導入について

(宿泊税検討委員会における検討状況)

令和8年6月24日(水)
総務部市民税課

目次

- 1 これまでの検討状況について . . . 3
- 2 第1回大津市宿泊税検討委員会の審議内容について . . . 5
- 3 説明会及びアンケートの実施概要について . . . 35
- 4 第2回大津市宿泊税検討委員会の審議内容について . . . 44
- 5 スケジュール（案）について . . . 55

1 これまでの検討状況について

時 期	検 討 内 容 等
4月13日	第1回大津市宿泊税検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ 観光財源の確保と宿泊税について ・ 論点整理及びスケジュール（案）等について
4月21日から 5月29日まで	宿泊事業者向けアンケート <p>対象者 大津市内で宿泊業を営む事業者 288事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅館及びホテル 89事業者 ・ 簡易宿所 104事業者 ・ 民泊 95事業者
5月中旬	宿泊事業者向け説明会 <ul style="list-style-type: none"> ① 5月12日（火） 和邇文化センター ② 5月15日（金） 市民文化会館 ③ ウェブ説明会（動画配信形式）
5月25日	第2回大津市宿泊税検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊事業者団体からの意見聴取について ・ 説明会及びアンケートの実施状況について

1 これまでの検討状況について

名 前	所 属 等	委員区分
江崎 貴昭	公益財団法人日本交通公社 副主任研究員	学識経験者
金子 博美	公益社団法人びわ湖大津観光協会 副会長 株式会社琵琶湖グランドホテル 代表取締役	観光関係団体から推薦
田中 治	大阪府立大学 名誉教授	学識経験者
福本 賢太	阪南大学国際学部国際観光学科 教授	学識経験者
前田 義和	大津商工会議所 議員 京阪ホテルズ&リゾート株式会社 琵琶湖ホテル 取締役・総支配人	商工関係団体から推薦

(五十音順・敬称略)

2 第1回大津市宿泊税検討委員会の 審議内容について

- 議事(1) 大津市における観光財源の確保と宿泊税について
- 議事(2) 論点整理及びスケジュール(案)等について

2 第1回大津市宿泊税検討委員会の審議内容について

～本市の現状と課題について～

第1回大津市宿泊税検討委員会資料

(1) 人口減少が地域経済に与える影響

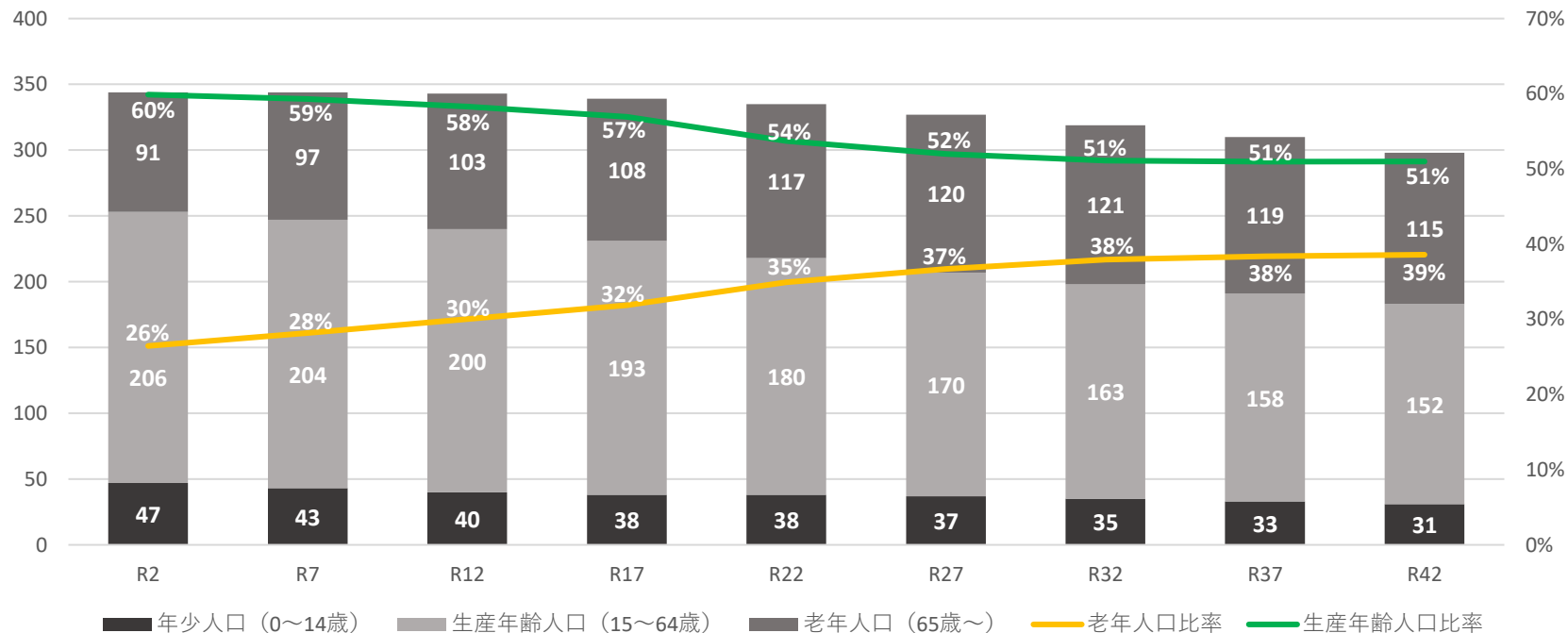
■10年後には年間約55.6億円規模の消費が減少する見込み

- 本市の人口は令和7年：約34.4万人→令和17年：約34.0万人と10年間で約4,000人（約1.2%）の減少が予想されている。
- 日本人1人当たりの年間消費量は約139万円（観光庁「観光政策概要」より）であり、定住人口が1人減ると消費額は139万円の減少。
- 今後10年で消費額に換算すると約55.6億円/年の規模で地域消費が減少する計算となる。

■人口減少と少子高齢化による地域経済力の低下

- 今後、国と同様に人口減少と高齢化が加速し、本市の生産年齢人口比率は令和7年：59%→令和37年：51%に減少する。生産年齢人口の減少によって家計支出等も減少するため、地域経済力の低下が強く懸念される。

【大津市の将来展望人口（千人）】



2 第1回大津市宿泊税検討委員会の審議内容について

～本市の現状と課題について～

(2) 本市における財政の将来見通し

■ 安定した観光予算確保の難しさ

- 近年、本市の財政は硬直化しており、令和6年度の経常収支比率(※1)は92.8%に達している。今後、人口減少と高齢化が加速し、社会保障費の増加も見込まれる中で、観光予算を十分確保することが困難な見通し。
- 大津市観光交流基本計画の目指す姿『えらばれる大津 [来訪者] 誇れる大津 [市民]』を実現するためには、他地域と差別化を図るための取組と安定的な観光目的財源を確保していくことが必要。

【観光費と義務的経費(※2)の推移】

(百万円)

年度	観光費	義務的経費※
H27	429	62,695
H28	616	64,668
H29	503	65,694
H30	482	70,377
R1	443	66,439
R2	425	69,801
R3	413	79,209
R4	439	77,506
R5	639	77,859
R6	681	85,839

義務的経費はH27
～R6の10年間で
**231億円増加して
いる。**

増加分は、観光費
(10年平均で約5
億円)の**46倍**にあ
たる。

- 観光費には、以下のような経費が含まれる
(参考) R6年度
 - 観光プロモーション、誘客施策 213,891千円
 - 観光・温泉施設の維持管理、補修 128,833千円
 - 観光案内機能の充実 35,757千円
 - MICE・インバウンド誘致 38,395千円
 - その他(補助金等) 263,939千円
- 観光振興にあたっては、上記観光費とは別に、文化財の保存・活用や公共交通の維持など、来訪者の満足度や利便性の向上、地域の魅力向上につながる取組にも幅広く経費を要している。

※1 経常収支比率とは・・・人件費など経常的に支出する「経常経費充当一般財源」が、税収や普通交付税など経常的な収入である「経常一般財源等」に占める割合をいい、「財政構造の弾力性」の度合いを判断する指標の1つ。経常収支比率が高いと、歳入の大部分が人件費や公債費などの固定的な支出に充てられ、新しい政策や事業へ予算を割くことが困難となる。

※2 義務的経費とは・・・地方公共団体の歳出のうち、法律や条例で支出が義務付けられている経費。具体的には人件費、扶助費、公債費が該当し、これらの経費は他の経費と比べて削減が難しい固定的な支出。

2 第1回大津市宿泊税検討委員会の審議内容について

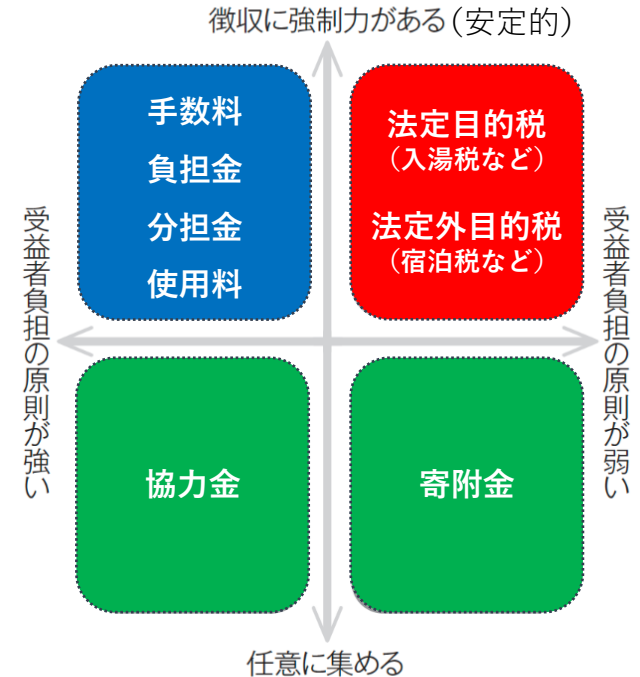
～安定財源の候補について～

第1回大津市宿泊税検討委員会資料

(1) 観光財源として考えられる手法の整理

種類	内容		事例
手数料	特定の者が提供する役務に対し、対価として徴収するもの		<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理手数料 住民票発行手数料
負担金 分担金	地方公共団体が行う特定の事業に必要な経費に充てるため、特に利益を受ける者から、受益の限度の範囲で徴収するもの		<ul style="list-style-type: none"> 重要文化的景観整備事業 分担金
使用料	行政財産の使用や公の施設の利用の際に徴収するもの		<ul style="list-style-type: none"> 観光施設入場料 温泉使用料
協力金 寄附金	事業の必要経費に充てるため、相当の給付を行うことなく金銭その他財産の給付を受けるもの		<ul style="list-style-type: none"> ふるさと納税 クラウドファンディング
地方税 (目的税)	法定 目的税	地方税法上、地方公共団体が「課するもの」と規定されている税	<ul style="list-style-type: none"> 入湯税 事業所税 都市計画税 (課することができる)
	法定外 目的税	条例で定めて新設可 新設には総務大臣の同意が必要	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊税 乗鞍環境保全税

日本で利用できる観光振興のための財源獲得手法



注：協力金と寄附金に関しては厳密な区別なく使われることが多いが協力金の場合は受益者負担の原則という考え方の用途を明確にする傾向が高いため、図のような整理を行った

手数料・負担金・分担金・使用料に関しては、役務や使用の対価であったりなど、受益者負担の原則が強い。
協力金・寄附金については徴収の強制力が無く、安定性に欠ける。⇒地方税に絞って検討すべき。

2 第1回大津市宿泊税検討委員会の審議内容について

～安定財源の候補について～

(2) 地方税における選択肢の比較

第1回大津市宿泊税検討委員会資料

地方税(目的税)の中で、下記のような候補が考えられる。

種類	税目(事例)	内容
法定 目的税	入湯税	温泉利用時に支払う税。すでに大津市で徴収している。 <u>観光の振興</u> などに要する費用に充てることとされる。
	事業所税、 都市計画税など	すでに大津市で徴収し、都市インフラの整備など、観光以外の目的で活用されている。
法定外 目的税	宿泊税	宿泊した際に支払う税。 39の自治体で導入済み、16の自治体で導入予定。 (R8.4.1現在 総務省公表資料)
	宮島訪問税(廿日市市) 環境協力税(沖縄県伊是名村他2村) 富士山保全協力金(山梨県/静岡県)	特定のエリアに進入した際に支払う税。 特定エリアの環境美化や観光客受入に活用されている。 島や山など進入経路が限られ、かつエリア内の居住者との区別がつけられることが必要になる。
	乗鞍環境保全税(岐阜県) 歴史と文化の環境税(太宰府市)	特定の駐車場利用者に対してかかる税。 特定エリアの環境美化のために活用されている。 大規模な観光施設と駐車場が共にある場合に成立するが、受益者が限定される使用料に近い側面がある。
	その他 遊漁税(富士河口湖町) 別荘等所有税(熱海市)	地域の特性に合わせた新しい税。

すでに導入しているため、
税率引き上げの検討となる。

観光以外の目的が定められて
おり、検討できない。

多くの自治体で導入されており、
検討する必要がある。

市全域の進入管理は困難。
また特定エリアに絞る場合、受
益者負担の観点から、用途が限
定され、観光振興広汎に活用す
ることは難しい。

本市の特性に合わせた税を
引き続き考える必要があるが、
次頁のとおり、観光か日常生活
利用かの判断が難しいものが多い。

2 第1回大津市宿泊税検討委員会の審議内容について

～安定財源の候補について～

(3) 課税対象となり得る観光行動

第1回大津市宿泊税検討委員会資料

下記のとおり、観光行動別に、法定外目的税の課税対象となり得るかを検討する必要がある。

観光行動	課税対象者の把握
交通機関利用 (鉄道/バス/タクシー等)	・ 課税対象となる行動が行政区域内で完結しないため、賦課が困難 ・ 特に駐車場に関しては、市内の駐車場（公共/民間、有料/無料）の把握が困難 ・ 観光利用か日常生活利用かの区別が不明確
駐車場利用	
観光施設利用	・ 「観光施設」を定義することが現実的でなく、課税客体の把握が困難 ・ 「飲食店」については数が多く、課税客体の把握が困難 ・ 観光利用か日常生活利用かの区別が不明確
飲食	
お土産購入	・ 「お土産」「体験」を定義することが現実的でなく、課税客体の把握が困難 ・ 観光利用か日常生活利用かの区別が不明確
体験	
宿泊	・ 定義が明確で、範囲が確定できる。 ・ 他の行動に比べて、日常生活での利用が少ない
温泉入浴	

宿泊・温泉入浴以外については、観光目的と日常生活利用との区別が不明確、または定義することが現実的でないことから、課税の公平性の観点から賦課が困難であり、観光振興のための安定財源としては検討が難しい面がある。

一方で、宿泊と温泉入浴に関しては、定義が明確であり、他の行動に比べて日常生活利用も少なく、観光振興のための安定財源として検討し得る。

2 第1回大津市宿泊税検討委員会の審議内容について

～安定財源の候補について～

(4) 入湯税と宿泊税の比較

第1回大津市宿泊税検討委員会資料

入湯税の引き上げと宿泊税導入の比較については、下記のとおりである。

項目	入湯税の引き上げ（イメージ）	宿泊税の導入（イメージ）
税制	法定目的税（地方税法）	法定外目的税（例：●●市宿泊税条例）
目的	国が定めている：環境衛生施設、鉱泉源保護管理施設、消防施設の整備あるいは観光の振興	市が定める：（例）市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進し、持続的な観光振興を図るなど
課税対象者	温泉入浴施設19件の利用者（現状）	宿泊施設277件(旅館・ホテル90件、簡易宿泊所101件、民泊86件)の宿泊者 (R8.2.28現在)
財源の規模	<p>■現状</p> <p>税率：宿泊150円、日帰り50円/人</p> <p>令和6年度8,478万円の歳入</p> <p>⇒財源規模は、観光費約5億円の17%にあたる。</p>	<p>■想定（イメージ）</p> <p>例えば、税率200円/泊(他自治体と同水準)の場合、令和6年度実績1,125千人泊で約2億2,500万円の歳入</p> <p>⇒財源規模は、観光費約5億円の45%にあたる。</p>
その他	大津市市税条例の入湯税の税率を改正することで実現が可能。（総務省の同意は不要）	宿泊税の条例を新設し、総務省の同意を得る必要がある。

観光振興のための安定財源として、課税客体が明確であり、課税対象者が出来るだけ広範囲にわたり、かつ観光費に対して一定の財源規模が想定される「宿泊税」が第一候補として考えられる。

2 第1回大津市宿泊税検討委員会の審議内容について

～第4期大津市観光交流基本計画における位置づけ～

安定財源の確保の必要性

- ・本市の財政の硬直化、他自治体での「法定外目的税」の導入の動き
- ・本市も他の自治体と同様に、**法定外目的税である「宿泊税」導入の検討が必要**
- ・宿泊税以外の観光の安定財源についても、調査研究を継続

第1回大津市宿泊税検討委員会資料

【目指す姿】～えらばれる大津、誇れる大津～

「大津ならではの魅力」が広く認知されており、大津に魅力を感じる来訪者が増え、多くのMICEが開催されるなど、市内での観光消費が増加している。さらに、来訪者に大津の魅力が伝わる様を目にすることで、市民が大津に誇りを感じる状態を目指す。

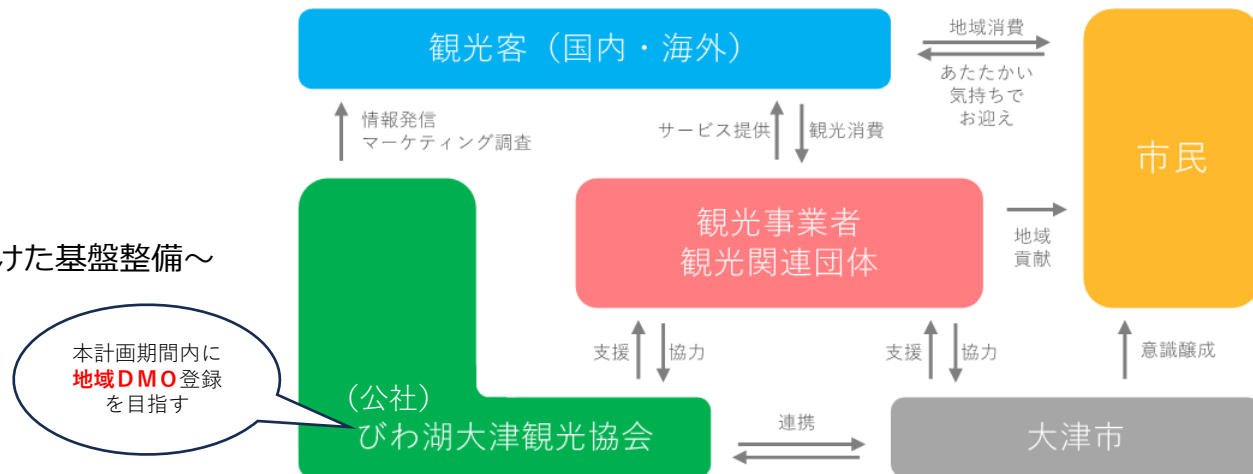
【最終的に実現したい姿】～えらばれ続ける大津、紹介したい大津～

観光やMICE以外の目的でも来訪される方が増え、大津のファンを創出し、「魅力的な目的地」として評価され、選ばれ続けている状態となっている。市民も大津に愛着を持ち、大津の魅力を市外に向けて積極的に発信している。地域経済が活性化し、まちに持続的にぎわいが生まれている。

基本方針

- 1 「つくる」
～観光地としての魅力向上～
- 2 「届ける」
～観光地としての魅力発信～
- 3 「続ける」
～持続可能な観光まちづくりに向けた基盤整備～
- 4 「広げる」
～更なるMICEの誘致～

計画推進体制



2 第1回大津市宿泊税検討委員会の審議内容について

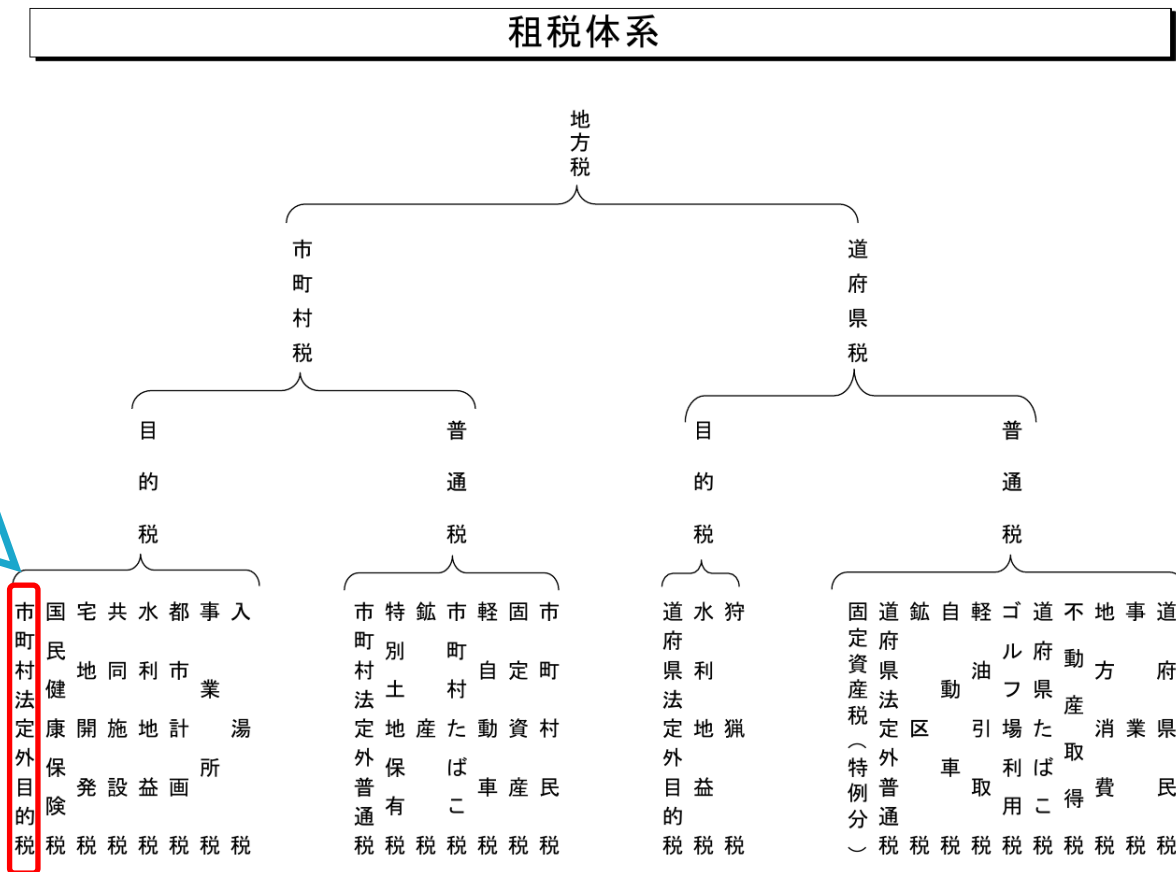
～法定外目的税について（地方税の仕組み）～

第1回大津市宿泊税
検討委員会資料

※地方税の仕組み（総務省ホームページから引用）

法定外目的税について

地方自治体が地方税法で定められた税目（法定税）以外に、条例によって新たに設けられる税で、**その税収の用途を特定の目的に限定するもの。**



2 第1回大津市宿泊税検討委員会の審議内容について

～法定外目的税について（宿泊税の導入（予定）状況）～



第1回大津市宿泊税検討委員会資料

(令和8年4月1日現在)
(令和6年度決算額)
(単位:億円)

※総務省公表資料から引用

法定外税の状況

令和6年度決算額 935億円 (地方税収額に占める割合 0.20%)

1 法定外普通税 [611億円(24件(*1))]

[都道府県]		
石油価格調整税	沖縄県	10
核燃料税	福井県、愛媛県、佐賀県、島根県、 静岡県、鹿児島県、宮城県、 新潟県、北海道、石川県	313
核燃料等取扱税	茨城県	13
核燃料物質等取扱税	青森県	240
再生可能エネルギー共生税	宮城県、青森県(*2)	—
計	15件	576

[市区町村]

別荘等所有税	熱海市	5
歴史と文化の環境税	太宰府市	0.7
使用済核燃料税(*3)	薩摩川内市、伊方町、柏崎市、むつ市	18
狭小住戸集合住宅税	豊島区	3
空港連絡橋利用税	泉佐野市	4
宮島訪問税	廿日市市	4
非居住住宅利活用促進税	京都市(*4)	—
計	9件(*1)	35

2 法定外目的税 [324億円(75件(*1))]

[都道府県]		
産業廃棄物税等(*5)	三重県、鳥取県、岡山県、広島県、青森県、 岩手県、秋田県、滋賀県、奈良県、新潟県、 山口県、宮城県、京都府、島根県、福岡県、 佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、 宮崎県、熊本県、福島県、愛知県、沖縄県	71
宿泊税	北海道、山形県、愛媛県、 東京都、大阪府、福岡県、 宮城県、北海道、広島県 }(*2)	34件
乗鞍環境保全税	岐阜県	
計		34件

[市区町村]

遊漁税	富士河口湖町	0.7
環境未来税	北九州市	
使用済核燃料税	玄海町	118
環境協力税等(*6)	伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村、座間味村	
開発事業等緑化負担税	箕面市	0.7
宿泊税	京都市、金沢市、倶知安町、福岡市、北九州市、 長崎市、二セコ町、常滑市、 熱海市、高山市、下呂市、赤井川村、弘前市、 松江市、仙台市、札幌市、函館市、小樽市、旭川市、 釧路市、帯広市、北見市、網走市、富良野市、 音更町、清水町、洞爺湖町、新得町、留寿都村、 占冠村、湯河原町、岐阜市、鳥羽市 }(*3)	

盛岡市、那須町、長野県、松本市、軽井沢町、阿智村、白馬村、野沢温泉村、熊本市、
宮崎市、沖縄県、石垣市、宮古島市、本部町、恩納村、北谷町 (*4)

【実施済み】
6都道府県
33市町村

【今後実施予定】
2県
14市町村

2 第1回大津市宿泊税検討委員会の審議内容について

～他自治体における宿泊税の状況（中核市における宿泊税の目的）～



第1回大津市宿泊税検討委員会資料

自治体	概 要
金沢市	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てる
長崎市	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる
函館市	観光資源の魅力の向上および発信、旅行者の受入環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てる
旭川市	誰もが安心して快適に滞在することができ、国際的にも通用する観光地を目指し、観光の振興に関する事業に必要な経費に充てる
松江市	国際文化観光都市としての魅力を高めるとともに、将来にわたって持続可能な観光地として発展していくための施策に要する費用に充てる
松本市	松本市の誇りである大いなる自然、文化、芸術及び学びの魅力を高め、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図り、次世代へ継承する施策に要する費用に充てる
岐阜市	本市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、多様化する来訪者のニーズの変化に対応しながら地域の観光産業を持続的に発展させていくための費用に充てる
宮崎市	観光地としての魅力的なまちづくりを進めるとともに、旅行者の受入環境の充実、観光資源の磨き上げ、国内外への誘客促進その他の観光振興施策に要する費用に充てる
盛岡市	観光資源の魅力の向上、国内外の人々の来訪及び交流の促進その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てる

※各自治体の宿泊税条例から作成

2 第1回大津市宿泊税検討委員会の審議内容について

～他自治体における宿泊税の状況

(宿泊税を導入する場合の主な課税要件等) ～

課税要件	概要	宿泊税における例
課税客体	課税の対象となる行為・財産等のこと	旅館、ホテル等への宿泊行為
納税義務者	税を納める義務を負う者のこと	宿泊者
課税標準	税額を算定するための基礎となる数量又は金額等のこと	宿泊数又は宿泊料金
徴収方法	課税された税を実際に徴収するための方法のこと	特別徴収
特別徴収義務者	納税義務者から税を徴収し、かつ、納入する者のこと	旅館、ホテル等の宿泊施設
税率	課税標準に対してどの程度の税率を課すかを示す割合又は金額のこと	1人1泊につき300円 宿泊料金の3% など
免税点	一定の基準に満たない場合に課税しないこと	宿泊料金が5,000円未満は免除 など
課税免除	公益上その他の事由により課税しないこと	修学旅行生 など
課税を行う期間	制度の施行後、その効果や影響の検証を行う期間のこと	条例施行後5年を目途に見直し など

2 第1回大津市宿泊税検討委員会の審議内容について



～他自治体における宿泊税の状況

(課税客体・課税標準・納税義務者・課税期間) ～

Lake Biwa

参考：大津市 人口343,600人 面積464.51km²

第1回大津市宿泊税検討委員会資料

自治体	政令指定都市			中核市		政令指定都市		政令指定都市		中核市	
	東京都	大阪府	(京都府) 京都市	(石川県) 金沢市	(北海道) 倶知安町	福岡県	(福岡県) ○福岡市	(福岡県) ○北九州市	(長崎県) 長崎市	(北海道) ○ニセコ町	
導入 (予定) 時期	H14.10.1	H29.1.1	H30.10.1	H31.4.1	R1.11.1	R2.4.1	R2.4.1	R2.4.1	R5.4.1	R6.11.1	
人口 (R7.1.1)	14,002,534人	8,771,961人	1,373,887人	443,123人	17,120人	5,086,957人	1,608,140人	913,577人	390,551人	5,551人	
面積	2,199.94km ²	1,905.26km ²	827.83km ²	468.81km ²	261.34km ²	4,987.24km ²	343.47km ²	492.30km ²	405.69km ²	197.13km ²	
課税 客体	旅館、ホテルへの 宿泊行為 (見直し後) 簡易宿所と民泊施 設を追加	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為 ・特区民泊施設へ の宿泊行為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為 ・特区民泊施設へ の宿泊行為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為 ・特区民泊施設へ の宿泊行為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	
課税 標準	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊料金	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	
納税 義務者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	
課税 期間	条例施行後5年を 目途に見直し規定 あり	条例施行後5年を 目途に見直し規定 あり	条例施行後5年を 目途に見直し規定 あり	条例施行後5年を 目途に見直し規定 あり	条例施行後5年を 目途に見直し規定 あり	条例施行後3年を 目途に見直し規定 あり (その後は5年)	条例施行後3年を 目途に見直し規定 あり (その後は5年)	条例施行後3年を 目途に見直し規定 あり (その後は5年)	条例施行後3年を 目途に見直し規定 あり	条例施行後5年を 目途に見直し規定 あり	

※自治体欄の市町村名に○が付いている場合は、都道府県による宿泊税が併せて実施されています

2 第1回大津市宿泊税検討委員会の審議内容について



Lake Biwa

～他自治体における宿泊税の状況

(課税客体・課税標準・納税義務者・課税期間) ～

参考：大津市 人口343,600人 面積464.51km²

第1回大津市宿泊税検討委員会資料

自治体	中核市						政令指定都市			
	(愛知県) 常滑市	(静岡県) 熱海市	(岐阜県) 高山市	(岐阜県) 下呂市	(北海道) ○赤井川村	(青森県) 弘前市	(島根県) 松江市	宮城県	(宮城県) ○仙台市	北海道
導入 (予定) 時期	R7.1.6	R7.4.1	R7.10.1	R7.10.1	R7.11.1	R7.12.1	R7.12.1	R8.1.13	R8.1.13	R8.4.1
人口 (R7.1.1)	58,662人	33,290人	82,486人	28,915人	1,492人	159,488人	194,313人	2,224,980人	1,064,142人	5,044,825人
面積	55.90km ²	61.70km ²	2,177.61km ²	851.21km ²	280.09km ²	524.20km ²	572.96km ²	7,282.34km ²	786.38km ²	83,422.27km ²
課税 客体	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為 ・特区民泊施設へ の宿泊行為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為
課税 標準	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数
納税 義務者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者
課税 期間	条例施行後5年を 目途に見直し規定 あり	条例施行後5年を 経過したときは、そ の効力を失う	条例施行後3年を 目途に見直し規定 あり (その後は5年)	条例施行後3年を 目途に見直し規定 あり (その後は5年)	条例施行後5年を 目途に見直し規定 あり	条例施行後5年を 目途に見直し規定 あり	条例施行後3年を 目途に見直し規定 あり (その後は5年)	条例施行後3年を 目途に見直し規定 あり (その後は5年)	条例施行後3年を 目途に見直し規定 あり (その後は5年)	条例施行後5年を 目途に見直し規定 あり

※自治体欄の市町村名に○が付いている場合は、都道府県による宿泊税が併せて実施されています

2 第1回大津市宿泊税検討委員会の審議内容について



Lake Biwa

～他自治体における宿泊税の状況

(課税客体・課税標準・納税義務者・課税期間) ～

参考：大津市 人口343,600人 面積464.51km²

第1回大津市宿泊税検討委員会資料

自治体	政令指定都市	中核市		中核市						
	(北海道) ○札幌市	(北海道) ○函館市	(北海道) ○小樽市	(北海道) ○旭川市	(北海道) ○釧路市	(北海道) ○帯広市	(北海道) ○北見市	(北海道) ○網走市	(北海道) ○富良野市	(北海道) ○占冠村
導入 (予定) 時期	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1
人口 (R7.1.1)	1,955,678人	236,515人	104,432人	316,183人	154,271人	160,810人	110,046人	32,199人	19,624人	1,590人
面積	1,121.26km ²	677.87km ²	243.87km ²	747.66km ²	1,363.26km ²	619.34km ²	1,427.41km ²	470.84km ²	600.71km ²	571.41km ²
課税 客体	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為
課税 標準	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数
納税 義務者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者
課税 期間	条例施行後5年を 目途に見直し規定 あり	条例施行後5年を 目途に見直し規定 あり	条例施行後5年を 目途に見直し規定 あり	条例施行後5年を 目途に見直し規定 あり	条例施行後5年を 目途に見直し規定 あり	条例施行後5年を 目途に見直し規定 あり	条例施行後5年を 目途に見直し規定 あり	条例施行後5年を 目途に見直し規定 あり	条例施行後3年を 目途に見直し規定 あり (その後は5年)	条例施行後5年を 目途に見直し規定 あり

※自治体欄の市町村名に○が付いている場合は、都道府県による宿泊税が併せて実施されています

2 第1回大津市宿泊税検討委員会の審議内容について



Lake Biwa

～他自治体における宿泊税の状況

(課税客体・課税標準・納税義務者・課税期間) ～

参考：大津市 人口343,600人 面積464.51km²

第1回大津市宿泊税検討委員会資料

自治体	中核市										
	(北海道) ○音更町	(北海道) ○小清水町	(北海道) ○洞爺湖町	(北海道) ○新得町	(北海道) ○留寿都村	(神奈川県) 湯河原町	(岐阜県) 岐阜市	(三重県) 鳥羽市	広島県	長野県	
導入 (予定) 時期	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1	R8.6.1	
人口 (R7.1.1)	42,683人	4,342人	7,906人	5,503人	2,018人	23,183人	399,127人	16,424人	2,728,771人	2,012,399人	
面積	466.02km ²	286.89km ²	180.87km ²	1,063.83km ²	119.84km ²	40.97km ²	203.60km ²	107.34km ²	8,478.16km ²	13,561.57km ²	
課税 客体	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為
課税 標準	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数
納税 義務者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者
課税 期間	条例施行後必要に 応じて見直しを行う こととする規定あり	条例施行後5年を 目途に見直し規定 あり	条例施行後5年を 目途に見直し規定 あり	条例施行後3年を 目途に見直し規定 あり (その後は5年)	条例施行後5年を 目途に見直し規定 あり	条例施行後3年を 目途に見直し規定 あり (その後は5年)	条例施行後3年を 目途に見直し規定 あり	条例施行後5年を 目途に見直し規定 あり	条例施行後5年を 目途に見直し規定 あり	条例施行後3年を 目途に見直し規定 あり (その後は5年)	

※自治体欄の市町村名に○が付いている場合は、都道府県による宿泊税が併せて実施されています

2 第1回大津市宿泊税検討委員会の審議内容について



～他自治体における宿泊税の状況

(課税客体・課税標準・納税義務者・課税期間) ～

参考：大津市 人口343,600人 面積464.51km²

第1回大津市宿泊税検討委員会資料

自治体	中核市					政令指定都市	中核市		中核市		沖縄県
	(長野県) ○松本市	(長野県) ○軽井沢町	(長野県) ○阿智村	(長野県) ○白馬村	(長野県) ○野沢温泉村	(熊本県) 熊本市	(宮崎県) 宮崎市	(栃木県) 那須町	(岩手県) 盛岡市		
導入 (予定) 時期	R8.6.1	R8.6.1	R8.6.1	R8.6.1	R8.6.1	R8.7.1	R8.7.1	R8.10.1	R8.10.1	R9.2.1	
人口 (R7.1.1)	234,111人	21,752人	5,941人	9,525人	3,582人	731,331人	394,504人	23,697人	277,423人	1,484,081人	
面積	978.47km ²	156.03km ²	214.43km ²	189.36km ²	57.96km ²	390.44km ²	643.57km ²	372.34km ²	886.47km ²	2,282.11km ²	
課税 客体	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為 ・特区民泊施設へ の宿泊行為	
課税 標準	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊料金	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊料金	
納税 義務者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	
課税 期間	条例施行後3年を 目途に見直し規定 あり (その後は5年)	条例施行後3年を 目途に見直し規定 あり (その後は5年)	条例施行後3年を 目途に見直し規定 あり (その後は5年)	条例施行後3年を 目途に見直し規定 あり (その後は5年)	条例施行後3年を 目途に見直し規定 あり (その後は5年)	条例施行後2年を 目途に見直し規定 あり (その後は5年)	条例施行後3年を 目途に見直し規定 あり (その後は5年)	条例施行後必要に 応じて見直しを行う こととする規定あり (その後は5年)	条例施行後3年を 目途に見直し規定 あり (その後は5年)	条例施行後3年を 目途に見直し規定 あり	

※自治体欄の市町村名に○が付いている場合は、都道府県による宿泊税が併せて実施されています

2 第1回大津市宿泊税検討委員会の審議内容について

～他自治体における宿泊税の状況

(課税客体・課税標準・納税義務者・課税期間) ～

参考：大津市 人口343,600人 面積464.51km²

第1回大津市宿泊税検討委員会資料

自治体	(沖縄県) ○石垣市	(沖縄県) ○宮古島市	(沖縄県) ○本部町	(沖縄県) ○恩納村	(沖縄県) ○北谷町
導入 (予定) 時期	R9.2.1	R9.2.1	R9.2.1	R9.2.1	R9.2.1
人口 (R7.1.1)	49,830人	55,656人	12,899人	11,316人	29,259人
面積	229.15km ²	203.90km ²	54.37km ²	50.81km ²	13.91km ²
課税 客体	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館、ホテル、簡易宿所への宿泊行為 ・民泊施設(住宅宿泊事業を営む施設)への宿泊行為 ・特区民泊施設への宿泊行為 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館、ホテル、簡易宿所への宿泊行為 ・民泊施設(住宅宿泊事業を営む施設)への宿泊行為 ・特区民泊施設への宿泊行為 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館、ホテル、簡易宿所への宿泊行為 ・民泊施設(住宅宿泊事業を営む施設)への宿泊行為 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館、ホテル、簡易宿所への宿泊行為 ・民泊施設(住宅宿泊事業を営む施設)への宿泊行為 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館、ホテル、簡易宿所への宿泊行為 ・民泊施設(住宅宿泊事業を営む施設)への宿泊行為
課税 標準	上記施設における宿泊料金	上記施設における宿泊料金	上記施設における宿泊料金	上記施設における宿泊料金	上記施設における宿泊料金
納税 義務者	上記施設における宿泊者	上記施設における宿泊者	上記施設における宿泊者	上記施設における宿泊者	上記施設における宿泊者
課税 期間	条例施行後3年を目途に見直し規定あり	条例施行後3年を目途に見直し規定あり	条例施行後3年を目途に見直し規定あり	条例施行後3年を目途に見直し規定あり	条例施行後3年を目途に見直し規定あり

※自治体欄の市町村名に○が付いている場合は、都道府県による宿泊税が併せて実施されています

2 第1回大津市宿泊税検討委員会の審議内容について

～他自治体における宿泊税の状況（税率等・税収見込・課税免除）～



Lake Biwa

参考：大津市 人口343,600人 面積464.51km²

第1回大津市宿泊税検討委員会資料

自治体	政令指定都市		中核市		政令指定都市		政令指定都市		中核市		政令指定都市							
	東京都	大阪府	(京都府)京都市	(石川県)金沢市	(北海道)俱知安町	福岡県	(福岡県)○福岡市	(福岡県)○北九州市	(長崎県)長崎市	(北海道)○ニセコ町								
導入(予定)時期	H14.10.1	H29.1.1	H30.10.1	H31.4.1	R1.11.1	R2.4.1	R2.4.1	R2.4.1	R5.4.1	R6.11.1								
人口(R7.1.1)	14,002,534人	8,771,961人	1,373,887人	443,123人	17,120人	5,086,957人	1,608,140人	913,577人	390,551人	5,551人								
面積	2,199.94km ²	1,905.26km ²	827.83km ²	468.81km ²	261.34km ²	4,987.24km ²	343.47km ²	492.30km ²	405.69km ²	197.13km ²								
税率等	宿泊料金	税率	宿泊料金	税率	税率	税率	宿泊料金	税率	税率	宿泊料金	税率							
	1万円未満	免除	5千円未満	免除	6千円未満	200円	5千円未満	免除	宿泊料金の3%	一律200円	2万円未満	150円	一律150円	1万円未満	100円	5,001円未満	100円	
	1万円以上 1.5万円未満	100円	5千円以上 1.5万円未満	200円	6千円以上 2万円未満	400円	5千円以上 2万円未満	200円	※北九州市、福岡市の場合 50円 ※市町村が宿泊税を新たに 課す場合は100円	2万円以上 450円	1万円以上 2万円未満	200円	5,001円以上 2万円未満	200円	2万円以上 5万円未満	500円	5万円以上 10万円未満	1,000円
	1.5万円以上	200円	1.5万円以上 2万円未満	400円	2万円以上 5万円未満	1,000円	2万円以上	500円		2万円以上	500円	2万円以上	500円	5万円以上 10万円未満	1,000円	10万円以上	2,000円	
	(見直し後)		2万円以上	500円	5万円以上 10万円未満	4,000円	10万円以上	1万円										
	税率																	
1.3万円未満	免除																	
宿泊料金の3%																		
税収見込み	69億円 (R7当初予算)	80億円 (平年度見込額)	126億円 (想定税収額)	8.2億円 (R7当初予算)	5.6億円 (R7当初予算)	19.6億円 (R7当初予算)	31億円 (R7当初予算)	4.8億円 (R7当初予算)	3.7億円 (R7当初予算)	0.14億円 (R7当初予算)								
免除	なし	・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・保育所等の行事の参加者(引率者含む)	・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・保育所等の行事の参加者(引率者含む)	なし	・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・保育所等の行事の参加者(引率者含む)	なし	なし	なし	・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・市長が必要と認める者	・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・町長が必要と認める者								

※自治体欄の市町村名に○が付いている場合は、都道府県による宿泊税が併せて実施されています

2 第1回大津市宿泊税検討委員会の審議内容について

～他自治体における宿泊税の状況（税率等・税収見込・課税免除）～



Lake Biwa

参考：大津市 人口343,600人 面積464.51km²

第1回大津市宿泊税検討委員会資料

自治体	中核市						政令指定都市										
	(愛知県) 常滑市	(静岡県) 熱海市	(岐阜県) 高山市	(岐阜県) 下呂市	(北海道) ○赤井川村	(青森県) 弘前市	(島根県) 松江市	宮城県	(宮城県) ○仙台市	北海道							
導入(予定)時期	R7.1.6	R7.4.1	R7.10.1	R7.10.1	R7.11.1	R7.12.1	R7.12.1	R8.1.13	R8.1.13	R8.4.1							
人口(R7.1.1)	58,662人	33,290人	82,486人	28,915人	1,492人	159,488人	194,313人	2,224,980人	1,064,142人	5,044,825人							
面積	55.90km ²	61.70km ²	2,177.61km ²	851.21km ²	280.09km ²	524.20km ²	572.96km ²	7,282.34km ²	786.38km ²	83,422.27km ²							
税率等	税率	税率	宿泊料金	税率	宿泊料金	税率	税率	宿泊料金	税率	宿泊料金	税率	宿泊料金	税率				
	一律200円	一律200円	1万円未満	100円	5千円未満	100円	8千円未満	免除	一律200円	5千円未満	免除	6千円未満	免除	2万円未満	100円		
			1万円以上 3万円未満	200円	5千円以上	200円	8千円以上 2万円未満	200円				6千円以上	300円※	6千円以上	200円	2万円以上 5万円未満	200円
			3万円以上	300円			2万円以上	500円							6千円以上	200円	5万円以上
税収見込み	2.0億円 (R7当初予算)	5.7億円 (R7当初予算)	4億円 (平年度)	2億円 (平年度)	0.4億円 (平年度)	1.2億円 (平年度)	3.3億円 (平年度)	12.5億円 (平年度)	10.2億円 (平年度)	3.2億円 (平年度)							
免除	なし	・年齢12歳未満の者 ・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・公益上その他の事由により規則で定める者(災害避難者等)	・年齢12歳未満の者 ・修学旅行等の参加者(引率者及び介助者含む)	・年齢12歳未満の者 ・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・市長が必要と認める者	・修学旅行等の参加者(引率者含む)	・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・保育所等の行事の参加者(引率者含む)	・修学旅行等の参加者(引率者含む)	・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・保育所等の行事の参加者(引率者含む)	・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・保育所等の行事の参加者(引率者含む)	・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・保育所等の行事の参加者(引率者含む)							

※自治体欄の市町村名に○が付いている場合は、都道府県による宿泊税が併せて実施されています

2 第1回大津市宿泊税検討委員会の審議内容について

～他自治体における宿泊税の状況（税率等・税収見込・課税免除）～



Lake Biwa

参考：大津市 人口343,600人 面積464.51km²

第1回大津市宿泊税検討委員会資料

自治体	政令指定都市		中核市		中核市		中核市		中核市		中核市		中核市								
	（北海道） ○札幌市		（北海道） ○函館市		（北海道） ○小樽市		（北海道） ○旭川市		（北海道） ○釧路市		（北海道） ○帯広市		（北海道） ○北見市		（北海道） ○網走市		（北海道） ○富良野市		（北海道） ○占冠村		
導入（予定） 時期	R8.4.1		R8.4.1		R8.4.1		R8.4.1		R8.4.1		R8.4.1		R8.4.1		R8.4.1		R8.4.1		R8.4.1		
人口 (R7.1.1)	1,955,678人		236,515人		104,432人		316,183人		154,271人		160,810人		110,046人		32,199人		19,624人		1,590人		
面積	1,121.26km ²		677.87km ²		243.87km ²		747.66km ²		1,363.26km ²		619.34km ²		1,427.41km ²		470.84km ²		600.71km ²		571.41km ²		
税率等	宿泊料金	税率	宿泊料金	税率	税率	税率	税率	税率	税率	税率	税率	税率	税率	税率	税率	税率	税率	税率	税率	税率	
	5万円未満	200円	2万円未満	100円	一律200円	一律200円	一律200円	一律200円	一律200円	一律200円	一律200円	一律200円	一律200円	一律200円	一律200円	一律200円	一律200円	一律200円	一律200円	一律200円	
	5万円以上	500円	2万円以上 5万円未満	200円																	
			5万円以上 10万円未満	500円																	
			10万円以上	2,000円																	
税収 見込み	27.3億円 (平年度)		3.9億円 (平年度)		2.2億円 (平年度)		3.8億円 (平年度)		3.0億円 (平年度)		2.5億円 (平年度)		1.4億円 (平年度)		0.7億円 (平年度)		1.5億円 (平年度)		0.7億円 (平年度)		
免除	・修学旅行等の参加者（引率者含む） ・保育所等の行事の参加者（引率者含む）		・修学旅行等の参加者（引率者含む） ・保育所等の行事の参加者（引率者含む）		・修学旅行等の参加者（引率者含む） ・保育所等の行事の参加者（引率者含む）		・修学旅行等の参加者（引率者含む） ・保育所等の行事の参加者（引率者含む）		・修学旅行等の参加者（引率者含む） ・保育所等の行事の参加者（引率者含む）		・修学旅行等の参加者（引率者含む） ・保育所等の行事の参加者（引率者含む）		・修学旅行等の参加者（引率者含む） ・保育所等の行事の参加者（引率者含む）		・修学旅行等の参加者（引率者含む） ・保育所等の行事の参加者（引率者含む）		・修学旅行等の参加者（引率者含む） ・保育所等の行事の参加者（引率者含む）		・修学旅行等の参加者（引率者含む） ・保育所等の行事の参加者（引率者含む）		

※自治体欄の市町村名に○が付いている場合は、都道府県による宿泊税が併せて実施されています

2 第1回大津市宿泊税検討委員会の審議内容について

～他自治体における宿泊税の状況（税率等・税収見込・課税免除）～



Lake Biwa

参考：大津市 人口343,600人 面積464.51km²

第1回大津市宿泊税検討委員会資料

自治体	(北海道) ○音更町	(北海道) ○小清水町	(北海道) ○洞爺湖町	(北海道) ○新得町	(北海道) ○留寿都村	(神奈川県) 湯河原町	中核市 (岐阜県) 岐阜市		(三重県) 鳥羽市	広島県	長野県					
	導入 (予定) 時期	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1	R8.6.1				
人口 (R7.1.1)	42,683人	4,342人	7,906人	5,503人	2,018人	23,183人	399,127人	16,424人	2,728,771人	2,012,399人						
面積	466.02km ²	286.89km ²	180.87km ²	1,063.83km ²	119.84km ²	40.97km ²	203.60km ²	107.34km ²	8,478.16km ²	13,561.57km ²						
税率等	税率	税率	税率		税率		税率		税率	税率	税率					
	一律200円	一律200円	2万円未満	200円	5千円未満	50円	2万円未満	100円	5万円未満	300円	一律200円	一律200円	6千円未満	免除	6千円未満	免除
			2万円以上 5万円未満	500円	5千円以上 2万円未満	100円	2万円以上 5万円未満	200円	5万円以上	500円			6千円以上	200円	6千円以上	300円
			5万円以上	1,000円	2万円以上 5万円未満	200円	5万円以上	500円								
税収 見込み	0.9億円 (平年度)	0.01億円 (平年度)	1.5億円 (平年度)	0.14億円 (平年度)	0.67億円 (平年度)	1.9億円 (平年度)	1.4億円 (平年度)	3.3億円 (平年度)	23億円 (平年度)	32.9億円 (平年度)						
免除	・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・保育所等の行事の参加者(引率者含む)	・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・保育所等の行事の参加者(引率者含む)	・小学校義務教育以下の児童 ・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・保育所等の行事の参加者(引率者含む)	・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・保育所等の行事の参加者(引率者含む)	・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・保育所等の行事の参加者(引率者含む)	・年齢12歳未満の者 ・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・地震等の災害が発生した場合における被災者	・年齢12歳未満の者 ・修学旅行等の参加者(引率者及び介助者含む)	なし	・修学旅行等の参加者(引率者含む)	・幼稚園児から大学生までの教育活動又は研究活動 ・保育所等の行事の参加者(引率者含む)						

※自治体欄の市町村名に○が付いている場合は、都道府県による宿泊税が併せて実施されています

2 第1回大津市宿泊税検討委員会の審議内容について

～他自治体における宿泊税の状況（税率等・税収見込・課税免除）～



Lake Biwa

参考：大津市 人口343,600人 面積464.51km²

第1回大津市宿泊税検討委員会資料

自治体	中核市					政令指定都市	中核市		中核市			
	(長野県) ○松本市	(長野県) ○軽井沢町	(長野県) ○阿智村	(長野県) ○白馬村	(長野県) ○野沢温泉村	(熊本県) 熊本市	(宮崎県) 宮崎市	(栃木県) 那須町	盛岡市	沖縄県		
導入(予定)時期	R8.6.1	R8.6.1	R8.6.1	R8.6.1	R8.6.1	R8.7.1	R8.7.1	R8.10.1	R8.10.1	R9.2.1		
人口(R7.1.1)	234,111人	21,752人	5,941人	9,525人	3,582人	731,331人	394,504人	23,697人	277,423人	1,484,081人		
面積	978.47km ²	156.03km ²	214.43km ²	189.36km ²	57.96km ²	390.44km ²	643.57km ²	372.34km ²	886.47km ²	2,282.11km ²		
税率等	税率		税率		税率		税率		税率		税率	
	6千円未満	免除	6千円未満	免除	6千円未満	免除	6千円未満	免除	一律200円	一律200円	1万円未満	100円
	6千円以上	150円	6千円以上	150円	6千円以上	200円	6千円以上	150円	宿泊料金の5%	一律200円	1万円以上 2万円未満	300円
	(制度開始3年間は100円)		(制度開始3年間は100円)		(制度開始3年間は100円)		(制度開始3年間は100円)				2万円以上 3万円未満	500円
		1万円以上 10万円未満	200円			2万円以上 5万円未満	350円			3万円以上 5万円未満	800円	
		(制度開始3年間は150円)				(制度開始3年間は300円)				5万円以上 10万円未満	1,500円	
		10万円以上	650円			5万円以上 10万円未満	850円			10万円以上	3,000円	
		(制度開始3年間は600円)				(制度開始3年間は800円)						
		10万円以上	1,850円			(制度開始3年間は1,800円)						
		(制度開始3年間は1,800円)										
税収見込み	2.6億円 (平年度)	3.2億円 (平年度)	0.6億円 (平年度)	2.5億円 (平年度)	1.9億円 (平年度)	7億円 (平年度)	5.6億円 (平年度)	3.0億円 (平年度)	2.6億円 (平年度)	57億円 (平年度)		
免除	・幼稚園児から大学生までの教育活動又は研究活動 ・保育所等の行事の参加者(引率者含む)	・幼稚園児から大学生までの教育活動又は研究活動 ・保育所等の行事の参加者(引率者含む)	・幼稚園児から大学生までの教育活動又は研究活動 ・保育所等の行事の参加者(引率者含む)	・幼稚園児から大学生までの教育活動又は研究活動 ・保育所等の行事の参加者(引率者含む)	・幼稚園児から大学生までの教育活動又は研究活動 ・保育所等の行事の参加者(引率者含む)	なし	なし	・年齢12歳未満の者 ・修学旅行等の参加者(引率者含む)	なし	・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・部活動等の参加者(引率者含む) ・規則で定める団体が主催する大会に参加する学生等(引率者含む)		

※自治体欄の市町村名に○が付いている場合は、都道府県による宿泊税が併せて実施されています

2 第1回大津市宿泊税検討委員会の審議内容について ～他自治体における宿泊税の状況（税率等・税収見込・課税免除）～

参考：大津市 人口343,600人 面積464.51km²

第1回大津市宿泊税検討委員会資料

自治体	(沖縄県) ○石垣市	(沖縄県) ○宮古島市	(沖縄県) ○本部町	(沖縄県) ○恩納村	(沖縄県) ○北谷町
導入 (予定) 時期	R9.2.1	R9.2.1	R9.2.1	R9.2.1	R9.2.1
人口 (R7.1.1)	49,830人	55,656人	12,899人	11,316人	29,259人
面積	229.15km ²	203.90km ²	54.37km ²	50.81km ²	13.91km ²
税率等	税率	税率	税率	税率	税率
	宿泊料金の1.2% (上限1,200円)	宿泊料金の1.2% (上限1,200円)	宿泊料金の1.2% (上限1,200円)	宿泊料金の1.2% (上限1,200円)	宿泊料金の1.2% (上限1,200円)
税収 見込み	5.2億円 (平年度)	5.0億円 (平年度)	2.7億円 (平年度)	5.5億円 (平年度)	1.9億円 (平年度)
免除	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・部活動等の参加者(引率者含む) ・規則で定める団体が主催する大会に参加する学生等(引率者含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・部活動等の参加者(引率者含む) ・規則で定める団体が主催する大会に参加する学生等(引率者含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・部活動等の参加者(引率者含む) ・規則で定める団体が主催する大会に参加する学生等(引率者含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・部活動等の参加者(引率者含む) ・規則で定める団体が主催する大会に参加する学生等(引率者含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・部活動等の参加者(引率者含む) ・規則で定める団体が主催する大会に参加する学生等(引率者含む)

※自治体欄の市町村名に○が付いている場合は、都道府県による宿泊税が併せて実施されています

2 第1回大津市宿泊税検討委員会の審議内容について

～他自治体における宿泊税の状況

(先行自治体における特別徴収義務者取扱事務交付金の状況) ～

特別徴収義務者取扱事務交付金

第1回大津市宿泊税検討委員会資料

宿泊税に係る事務負担への考慮や、特別徴収制度の円滑な運営を図ることなどを目的として、特別徴収義務者に交付するもの

自治体名	特別徴収義務者取扱事務交付金	
	交付率	上限
二セコ町	5.0%	なし
京都市	3.0%	なし
福岡県・福岡市・北九州市	2.5%	200万円
東京都	2.5%	100万円
金沢市・長崎市	2.5%	50万円
大阪府・常滑市・熱海市・倶知安町	2.5%	なし

※交付率は基本となる率を記載しており、自治体によっては条件に応じて異なる率が設定されている場合があります。

2 第1回大津市宿泊税検討委員会の審議内容について

～他自治体における宿泊税の状況

(中核市における宿泊税システム整備費等補助金の状況) ～

宿泊税システム整備費等補助金

第1回大津市宿泊税検討委員会資料

宿泊税導入に伴う事務負担の軽減を図るため、宿泊税の課税開始日までに、既存のレジシステムの改修等に要する経費に対して補助するもの

宿泊税システム整備費等補助金(中核市一覧)

自治体名	宿泊税システム整備費等補助金	
	補助率	上限額
金沢市	-	-
長崎市	1/2	50万円
函館市	1/2	50万円
旭川市		※北海道でもシステム整備費補助の実施有(併用可) 補助率:1/2 限度額:50万円
松江市	1/2	50万円 ※ハード・ソフトウェア購入のみの場合は25万円
松本市	10/10	市長が定める額 ※情報端末及び周辺機器の更新に係る経費の場合は、 補助率:2/3 限度額:30万円
岐阜市	-	-
宮崎市	2/3	50万円
盛岡市	10/10	50万円

2 第1回大津市宿泊税検討委員会の審議内容について

～宿泊税を導入検討する場合の主な論点の整理～

① 税の使途

- 観光振興に寄与する事業
- 既存事業との切り分け（一般財源との差別化）
- 宿泊客・宿泊事業者への「見える化」

② 税率設定のあり方

- 定額制／段階的定額制／定率制の選択
- 負担感と受益のバランス

③ 課税免除

- 修学旅行生の取扱い
- 宿泊料金による課税免除の要否

④ 課税対象・徴収方法

- ホテル・旅館・民泊の取扱い
- 特別徴収義務者への支援

⑤ 税収規模と活用

- 税収見込み額
- 単年度活用 or 基金化

⑥ 各委員からの論点の追加

2 第1回大津市宿泊税検討委員会の審議内容について ～委員からのご意見～

(1) 大津市における観光財源の確保と宿泊税について

ア 宿泊税導入の目的などについて

- ・資料に基づき、導入の背景や税として導入すること、他自治体の状況を説明いただき、今後の議論の前提となる基本的事項を整理していただいたと捉えた。
- ・昨年度、第4期大津市観光交流基本計画の策定において、安定財源として宿泊税について議論された。大津市の観光を前に進められるよう当検討委員会で議論を深めていきたい。

イ 観光費の規模について

- ・大津市の観光費の規模に疑問がある。大津市にはホテルや旅館など宿泊施設が280施設程度あるとされているが、この数年で、規模の大きな宿泊施設が廃業等している。
- ・奈良市では外資系ホテルの進出等により施設数が増えている例もある中、大津市の観光の予算規模は、人口規模が同程度の奈良市や金沢市等と比較して少ないのではないか。
- ・宿泊税の使途として、新規事業や既存事業の深掘り、拡充を検討すべき。

ウ 他自治体の導入後の状況について

- ・他自治体で「実際やってみてどうだったか」など検証している資料があればいただきたい。
- ・福岡市では、導入後、見直しに際して、検証が行われているため、参考とすることも一つである。

2 第1回大津市宿泊税検討委員会の審議内容について

～委員からのご意見～

(2) 論点整理について

ア 宿泊税を導入する趣旨や目的について

- ・趣旨、目的をしっかりと議論する必要がある。それが第4期計画の目指す姿「えられ続ける大津、紹介したい大津」の実現ということに繋がると思う。
- ・目的を明確にすることで、宿泊税の制度が正当化される。制度設計においては、①どんな事業をしたいのか、②事業の財源はどのくらいか、③財源は誰がどのように負担するのかを決めていく必要がある。

イ 宿泊税の使途（事業）について

- ・ガバナンスについて、長野県白馬村では地域の観光事業者も参画する「観光地経営会議」を設置しており、この会議は従来、観光計画の策定を担ってきたが、宿泊税導入に伴い、その使途についても議論する場とした。これは、宿泊税が将来にわたり地域や観光のために活用され続けることを担保するための仕組みである。
- ・山口県長門市（長門湯本温泉）では、入湯税の使途について事業の評価過程を外部専門家を交え公開することで、誰もが議論の内容や資料、事業成果をチェックできる環境を作っている。
- ・行政と地域関係者間の信頼関係を構築するために、これらの両事例を参考に、ガバナンスの検討が必要ではないか。
- ・モニタリング委員会を設置するなど、使途を検証する仕組みが必要ではないか。
- ・どんな事業を実施するのかについて、観光の世界では今と10年後ではやるべきことが変わる。（10年前は、訪日外国人についての課題として、Wi-Fi環境の整備が挙げられていた。）
- ・第4期計画の策定において、サイクルツーリズムなどやりたくてもできなかった事業がある。新しいことに取り組んだことが見えないと、事業者にも市民にも理解されにくいのではないか。
- ・一般財源との差別化が必要ではないか。

2 第1回大津市宿泊税検討委員会の審議内容について

～委員からのご意見～

イ 宿泊税の使途（事業）について（続き）

- ・多くの自治体では一般財源の一部に宿泊税を充当している。海外では、少なくとも広告には使わないなど決めている例もある。（これから来る人ではなく、来た人に還元する観点）
- ・市とDMOの役割分担、棲み分けに関して、どこまで委員会で議論すべきか。

ウ 財源の規模について

- ・徴収する立場として、宿泊を増やす必要があると考えているが、大津市の観光客は宿泊が少なく、日帰りが多い状態である。戦略を考えて行かなければならない。

エ 宿泊事業者や納税者の負担について

- ・宿泊事業者に対するアンケートや説明会は実施していただけることと思うが、宿泊事業者から直接、声を聴く場を設けてはどうか。
- ・税の負担を求めることについて、大阪府ではインバウンドが急増し、交通課題が顕著になり、緊急避難的に宿泊税を導入し、原因者に負担を求めた。一方、良好な景観や文化的な環境を享受する受益者に負担を求めるという考え方もある。また、納税者への便宜を図ると、特別徴収義務者に負担が生じる。
- ・大津市はオーバーツーリズムが問題となっていない。お客様（納税者）の反応がわかるものがあれば提供いただきたい。
- ・旅行者向けのアンケートでは、多くの地域で実施されており、「いくらまでなら負担できるか」という聞き方をした場合、おおむね300円程度までであれば、半分は賛成といった回答が大体の地域の傾向かと思う。また、宿泊事業者の10%は反対されるが、これは、宿泊税の制度というより税自体へのアレルギーによるものと考えている。

3 説明会及びアンケートの実施概要について

3 説明会及びアンケートの実施概要について

～宿泊税制度の説明チラシ～

「宿泊税」ってどんな制度？

参考資料

2020年に東京都が全国で初めて導入し、その後、各地で導入が進んでいる「宿泊税」について、既に実施している都市の事例を参考にその基本的な仕組みについてご紹介します。

※大津市が実際に導入する内容や、現在検討中の案を示すものではありません。

1. 宿泊税とは？

ホテルや旅館などに宿泊する人に対してかかる税金です。観光の環境整備や観光振興のための財源として使われることが多い税金です。（地方税法上の法定外目的税（地方税法に定められている税金以外で、特定の目的のために自治体が独自に設ける税金のこと。））

誰が払うの？：ホテル・旅館・民泊などの宿泊施設に宿泊する方にご負担いただきます。
 何のため？：観光振興や観光客の受入れ環境の整備などに活用されます。

2. 税金の納め方（特別徴収）

宿泊税は、宿泊者が宿泊料金と一緒に宿泊事業者（宿泊施設）に支払います。税金を預かった宿泊事業者が、宿泊者に代わって自治体に申告・納入します。この仕組みを「特別徴収」といいます。

特別徴収義務者とは？

宿泊税を宿泊者から預かり、市へ納める役割を担う事業者のことです。通常はホテルや旅館などの宿泊施設の経営者が該当します。

【税金が納められる流れ】



（お問合せ先）
 大津市宿泊税検討委員会事務局（大津市役所総務部市長税課 調査グループ）
 電話番号：077-536-5721 メールアドレス：otsu1215@city.otsu.lg.jp

3. 税率の仕組み

税率の定の方には、主に以下の3方式があります。

【ケース】 ツインルーム利用

素泊まり 宿泊料 45,500円（税抜き） / 2名利用



定額制（弘前市）	段階的定額制（金沢市）	定率制（倶知安町）												
宿泊料金に関係なく、同じ金額の税額がかかる方式	宿泊料金の金額に応じて税額が変わる方式	宿泊料金に一定の割合をかけて税額を計算する方式												
<table border="1"> <tr><th>税率</th></tr> <tr><td>一律1泊200円</td></tr> </table>	税率	一律1泊200円	<table border="1"> <tr><th>宿泊料金</th><th>税率</th></tr> <tr><td>5千円未満</td><td>免除</td></tr> <tr><td>5千円以上 2万円未満</td><td>1泊200円</td></tr> <tr><td>2万円以上</td><td>1泊500円</td></tr> </table>	宿泊料金	税率	5千円未満	免除	5千円以上 2万円未満	1泊200円	2万円以上	1泊500円	<table border="1"> <tr><th>税率</th></tr> <tr><td>宿泊料金の3%</td></tr> </table>	税率	宿泊料金の3%
税率														
一律1泊200円														
宿泊料金	税率													
5千円未満	免除													
5千円以上 2万円未満	1泊200円													
2万円以上	1泊500円													
税率														
宿泊料金の3%														
①税額 2名×200円=400円	①1人当たりの宿泊料金 45,500円÷2人 =22,750円 ②税額 2名×500円=1,000円	①1人当たりの宿泊料金 45,500円÷2人 =22,750円 ②課税標準額の算出 (百円未満切り捨て) ③税額 22,700円×3% =681円/1人 2名×681円=1,362円												

※宿泊料金には、消費税や食事代など含まない「素泊まり料金」を基準とすることが一般的です。

4. 宿泊税がかからない場合（課税免除）

※適用がない自治体もあります。

特定の条件下では宿泊税が免除されることがあります。

一般的な免除の例

- ・ 修学旅行その他学校行事の生徒や引率者が宿泊する場合
- ・ 小学生以下が宿泊する場合

5. 宿泊税がかからない場合（免税点）

※適用がない自治体もあります。

宿泊料金が一定額未満の場合、宿泊税がかからない仕組みを「免税点」といいます。

免税点の例

- 免税点5,000円未満の場合 宿泊料金1泊4,000円 → 課税されない
- 免税点1泊6,000円 → 課税される

3 説明会及びアンケートの実施概要について

～大津市宿泊税検討に関するアンケート～

大津市宿泊税検討に関するアンケート

令和8年4月

【実施主体】 大津市宿泊税検討委員会 事務局（総務部市民課）

【アンケート趣旨】

大津市では、観光地としての魅力向上と持続的な観光振興を図るための、新たな観光財源の必要性について検討を進めています。

その一環として、宿泊税の導入の要否や制度内容について検討しており、本アンケートでは宿泊事業者の皆様のご意見をお伺いするものです。

いただいたご意見は、今後の制度設計、皆さまの事務負担への考慮や軽減の方策を考える際の参考とさせていただきます。なお、**回答は統計的に処理し、個別の施設が特定されることはありません。**

※複数施設を運営されている場合は、可能な範囲で施設ごとにご回答ください。

【回答期限】 令和8年5月11日（月）

【回答方法】 同封の返信用封筒へ返送 または 右下の二次元コードを読み取り①「利用者登録せずに申し込む方はこちら>>」をクリック②「同意する」をクリックのうえ回答をお願いします。

パソコンをご利用の場合は

- ① 大津市電子申請サービス 検索
- ② サイト内で「手続き検索」をクリック
- ③ キーワードで探す「宿泊税」検索 からアクセス
- ④ 「宿泊税検討に関するアンケート」選択
- ⑤ 「利用者登録せずに申し込む方はこちら>>」をクリック
- ⑥ 「同意する」をクリック



【施設について】

1 宿泊施設の種類のについて、以下から1つ選び○をつけてください。

- (ア) 旅館・ホテル
- (イ) 簡易宿泊所
- (ウ) 住宅宿泊事業（民泊）
- (エ) その他

2 営業許可に基づく営業施設の「名称」を教えてください。住宅宿泊事業の場合は「届出番号」も教えてください。

○名称（届出番号）（ ）

3 旅館業の許可を受けた営業者（住宅宿泊事業の届出を行った事業者）の「連絡先」等について教えてください。【任意回答】

- 法人名（個人の場合は氏名）：（ ）
- 代表者氏名（法人の場合のみ）：（ ）
- 担当部署：（ ）
- 担当者氏名：（ ）
- 電話番号：（ ）
- ファックス番号：（ ）
- メールアドレス：（ ）

4 施設の所在地について教えてください。

所在地：（ ）

5 客室数と収容人数を教えてください。

○客室数： _____ 室

○収容人数： _____ 人

6 直近1年間の宿泊料金（食事代や消費税等除く素泊まり相当の料金）の価格等ごとの延べ宿泊者数を教えてください。

宿泊料金（1人1泊当たり）	延べ宿泊者数（人泊数） （令和7年1月～12月）
5,000円未満	人
5,000円以上 6,000円未満	人
6,000円以上 10,000円未満	人
10,000円以上 20,000円未満	人
20,000円以上 30,000円未満	人
30,000円以上 40,000円未満	人
40,000円以上 50,000円未満	人
50,000円以上	人

（価格帯別の人数についてご回答が難しい場合、下記についてご教示ください。）

・宿泊料金平均単価（食事代や消費税等除く素泊まりの料金） _____ 円

・令和7年1月～12月の延べ宿泊者数（人泊数） _____ 人

7 令和7年1月から12月までに受け入れた修学旅行生の数について教えてください。

その場合の宿泊料金について教えてください。

○校数： _____ 校 ○人数： _____ 人 ○宿泊料金 _____ 円（一人当たり）

【宿泊税を導入したした場合について】

【検討の背景】

大津市は、びわ湖をはじめとする豊かな自然や歴史・文化資源を有しており、これらの資源を活用した観光振興を進めています。今後は、観光地として「知られる大津、誇れる大津」を目指し、観光地としての魅力向上や観光環境の充実を一層推進していくことが求められています。そのためには、観光施設やインフラの維持・更新に加え、新たな観光コンテンツの創出や情報発信の強化などに取り組む必要があり、継続的かつ安定的な財源の確保が重要となります。一方で、本市の財政状況においては、社会保障関係経費の増加等により財政の硬直化が進んでおり、今後の観光分野における新たな施策展開に充てる財源の確保が課題となっています。このため、観光振興を支える新たな財源の一つとして、宿泊税の導入について検討を進めているものです。

1 宿泊税の使い道として優先すべき内容について、以下から選び○をつけてください。（複数選択可）

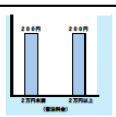
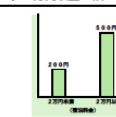
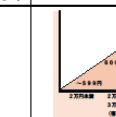
- (ア) 観光地としての魅力向上（インフラ及びコンテンツ整備）
- (イ) 観光地としての魅力発信（ブランディング及びプロモーション）
- (ウ) 持続可能な観光まちづくりに向けた基盤整備（組織等の体制整備）
- (エ) MICE誘致
- (オ) その他

2 持続可能な観光地経営のための安定的かつ自主的な観光財源の確保に向けて、宿泊税の税額は以下の内どれがふさわしいと考えますか。以下の<他市の事例>と<各制度の主な特徴>をご覧の上、最もふさわしいものを1つ選び○をつけてください。

- (ア) 定額制
宿泊料金にかかわらず、1泊あたり一律の金額を徴収する方式です。
例：1泊あたり 200円（弘前市の例）
- (イ) 段階的定額制
宿泊料金の金額に応じて、異なる税額を徴収する方式です。
例：宿泊料金が2万円未満の場合は1泊 200円、2万円以上の場合は1泊 500円（金沢市の例）
- (ウ) 定率制
宿泊料金の税額に対し、一定の割合を徴収する方式です。
例：宿泊料金の2%（真知安町の例）
- (エ) 分からない/何ともいえない
- (オ) その他（ ）

3 説明会及びアンケートの実施概要について

～大津市宿泊税検討に関するアンケート～

<他市の事例> 宿泊料金の異なる 2つのケースで比較	定額制 (例：弘前市) (一律1泊200円)	段階的定額制 (例：金沢市) { 2万円未満:1泊200円 2万円以上:1泊500円 }	定率制 (例：伊知安町) (宿泊料金の3%)												
【イメージ図】															
【税額ケース①】 ツインルーム 兼泊まり 2名利用 45,500円(税抜) (1人当たり、 22,750円)	①2名×200円=400円 (税率換算/0.87%)	<table border="1"> <tr><th>宿泊料金</th><th>税率</th></tr> <tr><td>5万円未満</td><td>免除</td></tr> <tr><td>5万円以上 2万円未満</td><td>200円</td></tr> <tr><td>2万円以上</td><td>500円</td></tr> </table> ①2名×500円=1,000円 (税率換算/2.2%)	宿泊料金	税率	5万円未満	免除	5万円以上 2万円未満	200円	2万円以上	500円	①22,750円→22,700円 (100円未満切捨) ②22,700円×3.0% =681円/人 ③2名×681円 =1,362円 (税率換算/3.0%)				
宿泊料金	税率														
5万円未満	免除														
5万円以上 2万円未満	200円														
2万円以上	500円														
【税額ケース②】 シングルルーム 兼泊まり 1名利用 6,000円(税抜) (1人当たり、 6,000円)	①1名×200円=200円 (税率換算/3.3%)	<table border="1"> <tr><th>宿泊料金</th><th>税率</th></tr> <tr><td>5万円未満</td><td>免除</td></tr> <tr><td>5万円以上 2万円未満</td><td>200円</td></tr> <tr><td>2万円以上</td><td>500円</td></tr> </table> ①1名×200円=200円 (税率換算/3.3%)	宿泊料金	税率	5万円未満	免除	5万円以上 2万円未満	200円	2万円以上	500円	①6,000円×3.0% =180円 (税率換算/3.0%)				
宿泊料金	税率														
5万円未満	免除														
5万円以上 2万円未満	200円														
2万円以上	500円														
<各制度の主な特徴>	<table border="1"> <tr><th>定額制</th><th>段階的定額制</th><th>定率制</th></tr> <tr><td>・低価格帯の宿泊者ほど負担感が高い。</td><td>・一定の応能負担(高価格帯の宿泊者にはより多く負担)となり比較的公平性が担保できるが、税率が変わる境界の料金で不公平感が生じる。</td><td>・宿泊料金に応じた公平な負担となる。</td></tr> <tr><td>・宿泊者への説明が簡単である。 ・事務計算が簡単である。</td><td>・税率が複数となり、宿泊者への説明が複雑になる。 ・プラン料金から課税対象額(兼泊まり料金)を算出する必要がある。</td><td>・税率は一定であることから宿泊者への説明は比較的簡単になる。 ・プラン料金から課税対象額(兼泊まり料金)を算出する必要がある。</td></tr> <tr><td>・物価上昇に合わせて、制度変更が生じる可能性がある。</td><td>・物価上昇に合わせて、制度変更が生じる可能性がある。</td><td>・物価上昇に合わせて制度の変更が生じにくい。</td></tr> </table>	定額制	段階的定額制	定率制	・低価格帯の宿泊者ほど負担感が高い。	・一定の応能負担(高価格帯の宿泊者にはより多く負担)となり比較的公平性が担保できるが、税率が変わる境界の料金で不公平感が生じる。	・宿泊料金に応じた公平な負担となる。	・宿泊者への説明が簡単である。 ・事務計算が簡単である。	・税率が複数となり、宿泊者への説明が複雑になる。 ・プラン料金から課税対象額(兼泊まり料金)を算出する必要がある。	・税率は一定であることから宿泊者への説明は比較的簡単になる。 ・プラン料金から課税対象額(兼泊まり料金)を算出する必要がある。	・物価上昇に合わせて、制度変更が生じる可能性がある。	・物価上昇に合わせて、制度変更が生じる可能性がある。	・物価上昇に合わせて制度の変更が生じにくい。		
定額制	段階的定額制	定率制													
・低価格帯の宿泊者ほど負担感が高い。	・一定の応能負担(高価格帯の宿泊者にはより多く負担)となり比較的公平性が担保できるが、税率が変わる境界の料金で不公平感が生じる。	・宿泊料金に応じた公平な負担となる。													
・宿泊者への説明が簡単である。 ・事務計算が簡単である。	・税率が複数となり、宿泊者への説明が複雑になる。 ・プラン料金から課税対象額(兼泊まり料金)を算出する必要がある。	・税率は一定であることから宿泊者への説明は比較的簡単になる。 ・プラン料金から課税対象額(兼泊まり料金)を算出する必要がある。													
・物価上昇に合わせて、制度変更が生じる可能性がある。	・物価上昇に合わせて、制度変更が生じる可能性がある。	・物価上昇に合わせて制度の変更が生じにくい。													

3 上記2の回答理由を教えてください。
()

4 免税点(一定金額以下の宿泊費用から宿泊税を徴収しない価格)についてどのように考えますか。以下から1つ選びOをつけてください。
(ア) 宿泊料金によらず、全ての宿泊客から宿泊税を徴収した方がよい
(イ) 宿泊料金が一定金額未満の宿泊客からは宿泊税を徴収しない方がよい
(ウ) わからない/何ともいえない

5 上記の回答理由を教えてください。
()

6 課税免除(宿泊税の支払いを免除すること)についてどのように考えますか。以下から選び回答ください。(複数回答可)
(ア) 修学旅行は課税免除
(イ) 修学旅行以外の学校教育の一環として行われる行事も課税免除
(ウ) (ア)(イ)以外の理由で課税免除にすべきと思われる宿泊客
(エ) 課税免除は不要
(オ) わからない/何ともいえない

7 あなたの宿泊施設が宿泊税の特別徴収義務者(宿泊者から徴収し、大津市に申告納入する宿泊事業者)となった場合、最も負担が生じる点について1つ選び回答ください。
(ア) 申告や納入等の事務負担
(イ) 徴収事務や説明など、フロントスタッフへの負担
(ウ) レジなどのシステム改修に係る経費の負担
(エ) その他
()

8 特別徴収事務(宿泊税を徴収し、大津市に申告納入を行うこと)をお願いすることとなった場合、システム導入や改修等の費用の見込みについてお教えてください。
(ア) 50万円未満
(イ) 50万円以上100万円未満
(ウ) 100万円以上200万円未満
(エ) 200万円以上
(オ) その他
()
(カ) 費用負担は不要

9 宿泊税の納付事務について、想定される納付頻度ごとの事務負担感についてお聞かせください。
(ア) 毎月の納付でも対応可能
(イ) 毎月の納付は負担が大きい
(ウ) 四半期程度であれば対応可能
(エ) その他
()

<自由記述>
宿泊税の導入検討や制度設計などについてご意見があればご記入ください。

(お問合せ先)
大津市宿泊税検討委員会事務局
(大津市役所総務部市民税課 調査グループ)
電話番号：077-536-5721
メールアドレス：otsu1215@city.otsu.lg.jp

3 説明会及びアンケートの実施概要について

～大津市宿泊税検討に関する説明会の概要～

○対象者

大津市内で宿泊業を営む事業者 288事業者

(内訳：旅館及びホテル 89事業者・簡易宿所 104事業者・民泊 95事業者)

○実施時期等

令和8年5月12日(火) 13時から

令和8年5月15日(金) 13時から

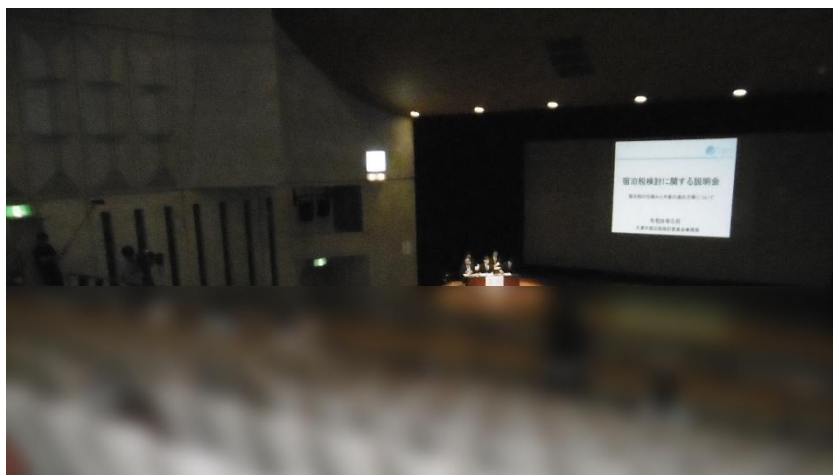
令和8年5月12日(火) から5月29日(金) まで

和邇文化センター

市民文化会館

Web説明会を動画形式で実施中

和邇文化センター



市民文化会館



3 説明会及びアンケートの実施概要について

～説明会資料の抜粋～ 附属機関の設置について

附属機関（大津市宿泊税検討委員会）を設置



附属機関とは・・・

外部委員（専門的知見を有する大学教授や観光事業者など）などで構成され審議、協議した結果を取りまとめ、その結果を市の執行機関に対して報告（答申、提言等）する機関のことです。

説明会やアンケートを実施

宿泊税の制度や検討の内容について、広く宿泊事業者様にご説明し、制度に関するご意見やご提案をお伺いします。

いただいたご意見を踏まえ、必要性の検討や制度案の検討を実施します。



3 説明会及びアンケートの実施概要について

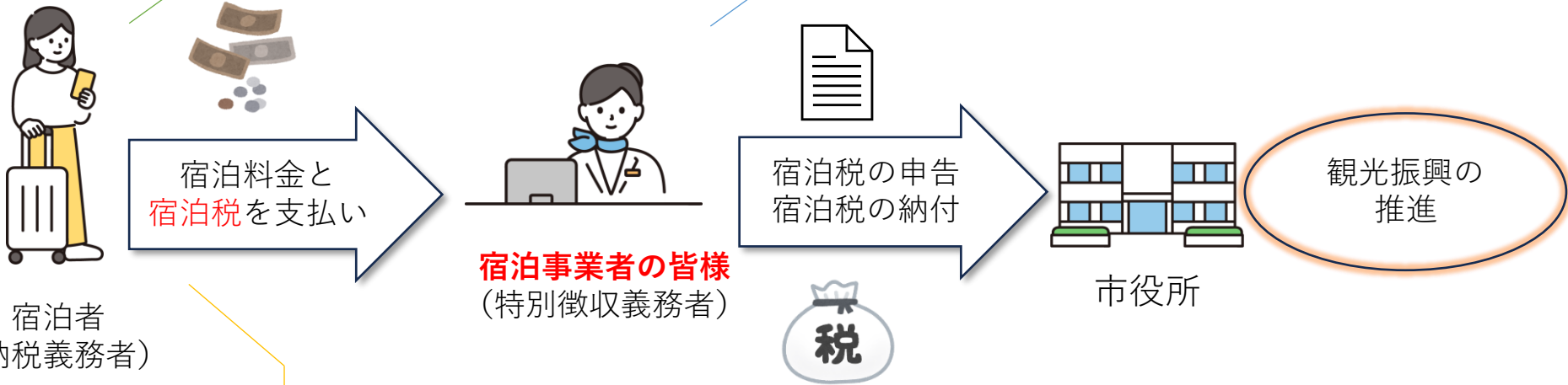
～説明会資料の抜粋～ 宿泊税の仕組み（宿泊税とは？）

Q：誰が宿泊税を負担するの？

A：宿泊施設へ**宿泊される方**です。

Q：市へどうやって納付するの？

A：**宿泊事業者の皆様**に、預かった宿泊税を宿泊者に代わって市に申告・納付していただきます。（※）



Q：すべての人が対象？

A：自治体によっては、宿泊料金が一定金額未満の場合（**免税点**）や、修学旅行生・小学生以下が宿泊する場合（**課税免除**）は対象外としている場合があります。

（※）この一連の流れを「**特別徴収**」といいます。

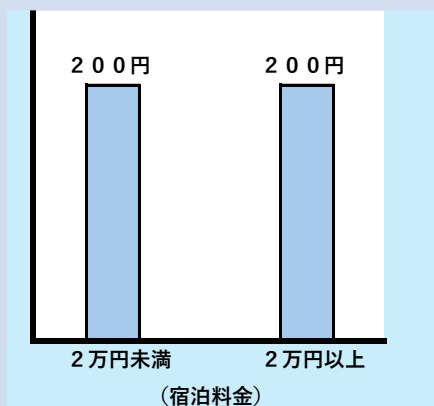
3 説明会及びアンケートの実施概要について

～説明会資料の抜粋～ 宿泊税の仕組み（宿泊税の税額について）

定額制

宿泊料金に関係なく、
同じ金額の税額となる方式

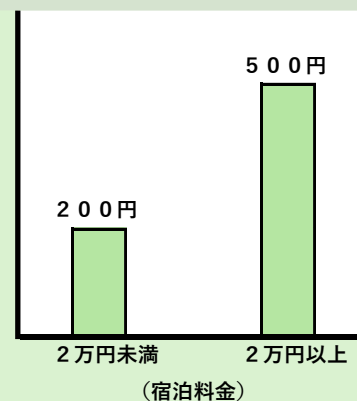
(例：弘前市)
(一律1泊200円)



段階的定額制

宿泊料金の金額に応じて
税額が変わる方式

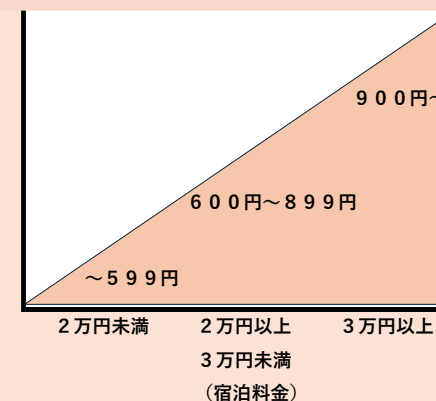
(例：金沢市)
2万円未満:1泊200円
2万円以上:1泊500円



定率制

宿泊料金に一定の割合を
かけて税額を計算する方式

(例：倶知安町)
(宿泊料金の3%)



4 第2回大津市宿泊税検討委員会の 審議内容について

- 議事(1) 宿泊事業者団体からの意見聴取について(非公開)
- 議事(2) 説明会及びアンケートの実施状況について(公開)

4 第2回大津市宿泊税検討委員会の審議内容について ～宿泊事業者団体からの意見聴取における参考人からのご意見等～

ア 宿泊税の導入について

- ・大津市の観光にマイナスに働き、導入すべきではない。（以下、その主な理由。）
大津市民憲章の「あたたかい気持ちで旅の人をむかえましょう」に反する。旅行に来られた方に良い印象を持ってもらうべきと考える。
大津市はオーバーツーリズム状態ではないので、対策費用はいらぬ。
大津市の財政改善を目的とした宿泊税は不要である。人口減少には生産性の向上とダウンサイジングで対応すべきと考える。
- ・市の観光振興を支える安定財源という目的での導入は賛成である。

イ 宿泊税導入の影響について

- ・宿泊税が導入済みの自治体にある関係施設では、宿泊税によりお客様が減少したということは聞いていない。
- ・小規模な宿泊施設では、お客様の減少は懸念されるため、有効な施策を望む。
- ・低単価のお客様にとって、少しでも安い地域を選ぶ。入湯税に加え、宿泊税まで課されると重税感が生じ、競争力の低下、宿泊客の減少が懸念される。
- ・中核市で事業所税と入湯税を実施しているのは旭川市のみであり、ここに宿泊税も加われば、宿泊事業者の収益低下を招く。

4 第2回大津市宿泊税検討委員会の審議内容について ～宿泊事業者団体からの意見聴取における参考人からのご意見等～

ウ 税額や課税免除等について

- ・段階的定額制や定率制、また、免税点を設ける場合、主に夕朝食付きなどの料金設定をしている旅館は、税額の計算において泊食分離（室代と食事代を分ける）が必要となり、その設定に係るシステム改修は莫大な費用がかかる可能性がある。また、他自治体の例を見ると、その室代と食事代の金額設定は各宿泊施設に任せるといようなあいまいな取扱いであり、適切な課税が可能とは思えないため、定額制とし、免税点は設けるべきではないと考える。
- ・修学旅行は課税免除としている例が多いが、引率の教師、添乗員、バスの運転手、カメラマンなど、課税免除の範囲を明確に定めるべきと考える。
- ・入湯税は、小学生以下は課税免除であり、同様にすべきと考える。
- ・他自治体の例を踏まえると、修学旅行には課税されないと考えている。
- ・ホテルにおいて、泊食分離は特に懸念していない。システムもカスタム対応が可能と考えている。

エ 宿泊税導入に伴う事務負担等について

- ・精算の約8割がクレジットカード決済である。宿泊税徴収に伴うクレジットカード手数料を宿泊施設が負担することは不条理であり、特別徴収義務者取扱事務交付金が少なくとも3%、人件費を考えると5%は必要である。
- ・PMS（プロパティ・マネジメント・システム）の改修は宿泊税の導入が理由で必要なものであり、その費用は補助金として全額、市が負担すべきと考える。

4 第2回大津市宿泊税検討委員会の審議内容について ～宿泊事業者団体からの意見聴取における参考人からのご意見等～

オ 宿泊税の使い道について

- ・ コロナ禍において、教育旅行に補助金等の支援があり、滋賀に来られる方が多かったことがあるので、こういうところに財源を期待する。
- ・ 有力な観光資源である温泉の保護管理、掘削等に優先すべきと考える。

カ その他

- ・ 大津市の観光予算に2億円のプロモーション費用が計上されているが、行政等によるプロモーションは平等性が必要とされる結果、費用対効果が低い。やるべきことを行政、観光協会、事業者で明確にすることで、費用対効果を高めることができる。
- ・ 先行自治体では、課税期間を2～5年で見直しとしているが、税額（税率）の引き上げが想定されていると思われる。見直し時は、特別徴収義務者の了承が必要である等の制限が必要である。
- ・ 入湯税と宿泊税は二重課税となり、競争力の低下につながるため、例えば宿泊税200円の場合、入湯税徴収施設は50円とし、入湯税と合計した負担を減らすべきと考える。
- ・ 入湯税においても、過去に市が交付していた特別徴収義務者取扱事務交付金を交付すべきと考える。

4 第2回大津市宿泊税検討委員会の審議内容について ～宿泊事業者説明会及びアンケート状況～

宿泊事業者向け説明会の実施状況

○対象者

大津市内で宿泊業を営む事業者 288事業者
(内訳：旅館及びホテル 89事業者・簡易宿所 104事業者・民泊 95事業者)

○実施時期等

令和8年5月12日(火) 13時から 和邇文化センター
令和8年5月15日(金) 13時から 市民文化会館
令和8年5月12日(火) から5月29日(金) まで Web説明会を動画形式で実施中

○参加事業者(5月15日時点) 24事業者

宿泊事業者向けアンケートの実施状況

○対象者

大津市内で宿泊業を営む事業者 288事業者
(内訳：旅館及びホテル 89事業者・簡易宿所 104事業者・民泊 95事業者)

○調査時期

令和8年4月21日(火) から5月29日(金) まで

○回答数(5月15日時点)

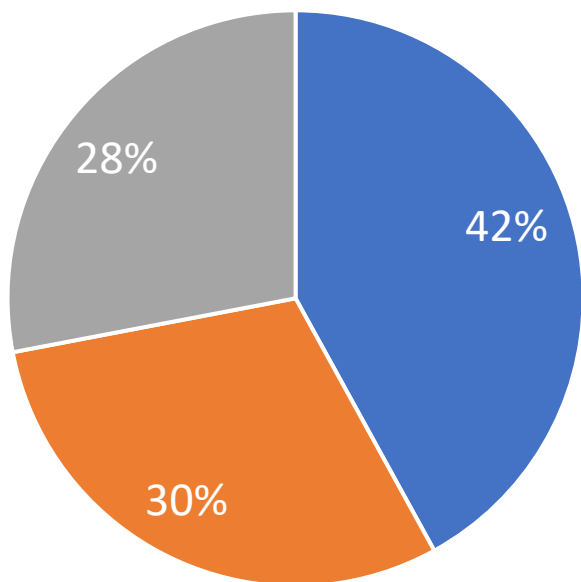
50件 / 288件 発送(うち不達や調査中50件)

4 第2回大津市宿泊税検討委員会の審議内容について ～アンケートの回答状況（5月15日時点）～

第2回大津市宿泊税検討委員会資料

Q 宿泊施設の種類について、以下から選んでください。

- (ア) 旅館・ホテル
- (イ) 簡易宿泊所
- (ウ) 住宅宿泊事業（民泊）
- (エ) その他



■ 旅館・ホテル 42% (21件)

■ 簡易宿泊所 30% (15件)

■ 住宅宿泊事業（民泊） 28% (14件)

(n=50)

4 第2回大津市宿泊税検討委員会の審議内容について

～アンケートの回答状況（5月15日時点）～

第2回大津市宿泊税検討委員会資料

Q 客室数と収容人数を教えてください。

客室数

室数	旅館 ホテル	簡易宿泊所	住宅宿泊事業 (民泊)
10室以下	4件	13件	14件
11-50室	10件	2件	0件
51-100室	2件	0件	0件
100室以上	4件	0件	0件
未回答	1件	0件	0件
合計	21件	15件	14件

(n=50)

収容人数

収容人数	旅館 ホテル	簡易宿泊所	住宅宿泊事業 (民泊)
10人以下	0件	6件	14件
10-50人以下	5件	7件	0件
51-100人以下	5件	0件	0件
101-500人以下	8件	1件	0件
501人以上	2件	0件	0件
未回答	1件	1件	0件
合計	21件	15件	14件

(n=50)

4 第2回大津市宿泊税検討委員会の審議内容について

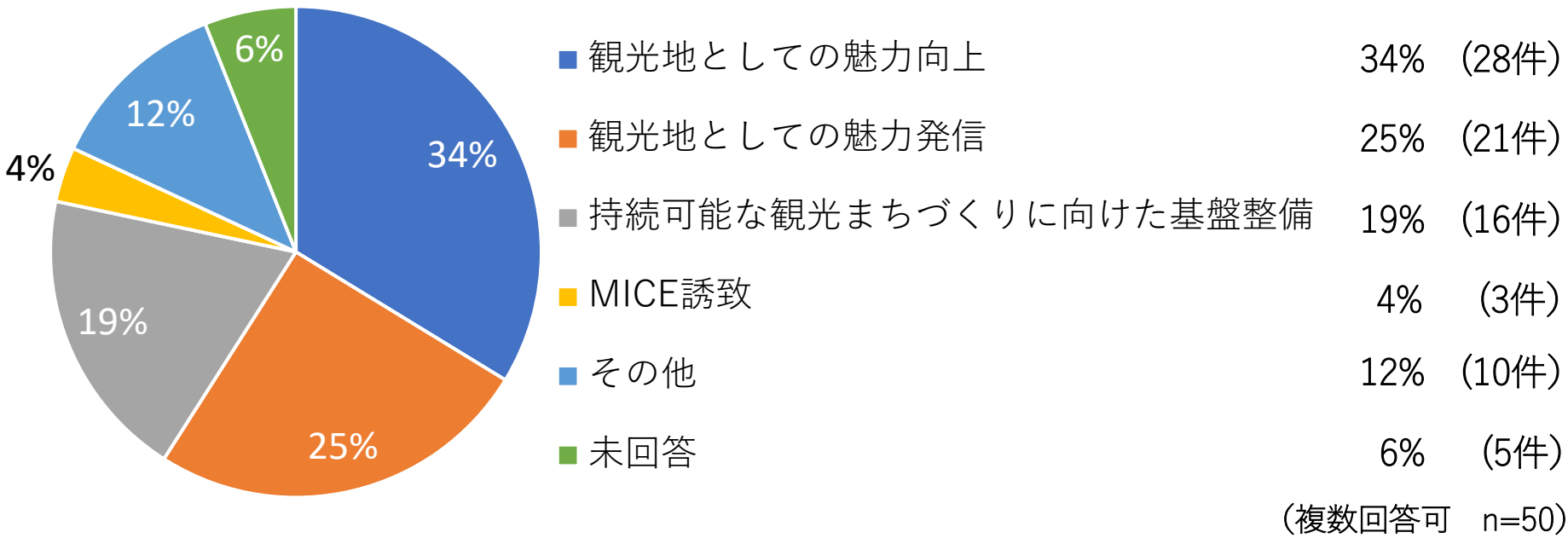
～アンケートの回答状況（5月15日時点）～

宿泊税を導入するとした場合について

第2回大津市宿泊税検討委員会資料

Q 宿泊税の使い道として優先すべき内容について、以下から選んでください（複数回答可）

- (ア) 観光地としての魅力向上（インフラ及びコンテンツ整備）
- (イ) 観光地としての魅力発信（ブランディング及びプロモーション）
- (ウ) 持続可能な観光まちづくりに向けた基盤整備（組織等の体制整備）
- (エ) MICE誘致
- (オ) その他



4 第2回大津市宿泊税検討委員会の審議内容について

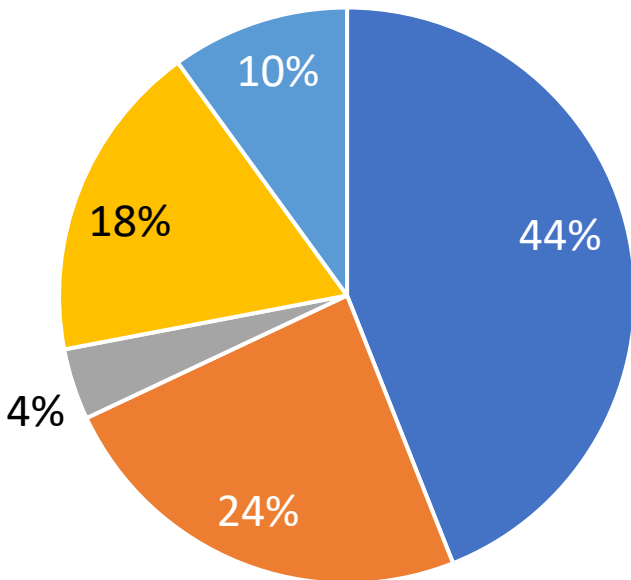
～アンケートの回答状況（5月15日時点）～

第2回大津市宿泊税検討委員会資料

宿泊税を導入するとした場合について

Q あなたの宿泊施設が宿泊税の特別徴収義務者となった場合、最も負担が生じる点について1つ選び回答ください。

- (ア) 申告や納入等の事務負担
- (イ) 徴収事務や説明など、フロントスタッフへの負担
- (ウ) レジなどのシステム改修に係る経費の負担
- (エ) その他



■ 申告や納入等の事務負担	44%	(22件)
■ 徴収事務や説明など、フロントスタッフへの負担	24%	(12件)
■ レジなどのシステム改修に係る経費の負担	4%	(2件)
■ その他	18%	(9件)
■ 未回答	10%	(5件)

(n=50)

4 第2回大津市宿泊税検討委員会の審議内容について

～委員からのご意見・ご質問～

ア アンケートの回答件数について

(委員長)

- ・本日は、中間的な報告であったと思うが、回答件数50件というのは、どれくらい伸びるのか。

(事務局)

- ・50件というのは、5月15日時点の集計結果であり、期間を延長したことにより、少しでも多くの意見をいただきたいと考えている。

イ 宿泊税の使途に係る回答について

(委員)

- ・宿泊税の使い道として優先すべき内容という項目について、MICEの誘致の件数がすごく少ないように思う。大津市はMICEの誘致に力を入れ、長年動いてきたと思うが、事業者と市の考え方が少し違うのかと感じた。このような結果を市は想定されていたのか。

(事務局)

- ・これまで、市ではMICE推進戦略を策定し、取組みを進めて来た。アンケート結果（4%）については、お答えは難しい部分もあるが、今後、MICEも観光施策の1つであり、選択肢の一つとして考えていきたい。

ウ アンケートの自由記載欄について

(委員長)

- ・アンケートの中に、文章で回答する項目もあると思うが、ご意見はあるのか。

(事務局)

- ・最後の1問を自由記載欄としており、たくさんのご意見をいただいている。現在、集計作業中であり、いただいたご意見を分類した形でお示しするなど、取りまとめの方法を工夫したいと考えている。

4 第2回大津市宿泊税検討委員会の審議内容について ～委員からのご意見・ご質問～

エ 宿泊事業者向け説明会における意見・質問について

(委員)

- ・説明会に実際に参加された8事業者からは、どのようなご質問やご意見があったのか。

(事務局)

- ・税の用途をしっかりと考えていただきたいというご意見や、オーバーツーリズムが生じている状況ではないので、時期尚早ではないかという意見もあった。
- ・実際の導入に向けて、事務負担が生じるという意見があり、アンケートでの意見も含めて、第3回の検討委員会では詳細について、詳しく分析したものをご提示できればと考えており、いただいたご意見はすべて、丁寧に取り扱っていききたい。

オ 今後の検討委員会運営について

(委員長)

- ・アンケート結果は中間段階のものであるが、最終的には整理して、次の会議に参考資料としてお示しいただきたい。賛否両論があるのは当然であり、ご意見を冷静に見つめた上で、将来を見据えて、まちづくりや人々の生活向上に役立っていくかという視点から、導入する場合の制度設計を検討していきたいと考えている。

5 スケジュール（案）について

年	令和 8 年 (2026年)						令和 9 年以降 (2027年以降)	
月	4	5	6	7	8	9 月以降		
	<ul style="list-style-type: none"> 第 1 回 宿泊税検討委員会 委員委嘱 	<ul style="list-style-type: none"> 第 2 回 宿泊税検討委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 第 3 回 宿泊税検討委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 第 4 回 宿泊税検討委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 第 5 回 宿泊税検討委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 答申 宿泊税条例（案）のパブリックコメント実施 宿泊税条例（案）の提出 宿泊税条例の制定 	<ul style="list-style-type: none"> 総務大臣協議 総務大臣同意 宿泊税条例の施行（課税開始） 	
		<div data-bbox="363 1118 490 1246" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 事業者向け 説明会開催 </div>					<div data-bbox="260 1258 490 1386" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 事業者向け アンケート の実施 </div>	<div data-bbox="1381 1110 1773 1379" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 宿泊税の周知 事業者への実務 説明会 </div>